

議 事 録

1. 日 時 平成 31 年 4 月 5 日 (金) 午後 2 時 00 分～

2. 場 所 四万十市役所 議員協議会室 6 階

3. 出 席 者

農業委員会事務局

農業委員会事務局長：篠田 幹彦

農業委員会事務局長補佐：吉田 貴浩

農業委員会事務局長補佐：小谷 哲司

農業委員会事務局係長：中山 珠美

事務局：宮川 昭人

事務局：永野 ほのか

事務局：室津 康志

4. 議 案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について (1 番～3 番)

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について (1 番～4 番)

第 3 号議案 非農地証明書の交付について (1 番～2 番)

第 4 号議案 農用地利用集積計画 (案) について (1 番～3 番)

○ 事務局

只今から「四万十市農業委員会 4 月総会」を開会いたします。

本日の欠席委員は、議席番号 1 番の篠田新生委員、議席番号 5 番の安藤久徳委員です。

本定例会は「農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定」により、在任委員の過半数が、出席しなければ開くことが出来ない事となっております。

本日の出席委員数は、19 名中 17 名の出席となりますので、会議は成立しております。

推進委員は、田邊次男委員より欠席の報告がありました。

それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆議 長 (福留会長)

それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは、議席番号 7 番 遠地美千代委員と議席番号 8 番 弘田美和委員にお願いします。

◎それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1 番について説明 (間崎)

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について説明いたします。議案書は 2 ページになります。

番号 1。土地の表示は、間崎 スカ、1141 番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は 406 m<sup>2</sup>、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。

譲受人は、農作業暦 12 年の 65 歳の兼業農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴 12 年の夫の 2 人となっております。農機具につきましては、耕運機を所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から 1 キロメートルほどの距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、46a です。問題ありません。

また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 2 番について説明（西土佐西ヶ方）

続きまして、番号 2。土地の表示は、西土佐西ヶ方 奈路 1469 番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は 540 m<sup>2</sup>、ほか 1 筆、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。

譲受人は、農作業暦 40 年の 68 歳の兼業農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴 40 年の夫の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、管理機を所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から 5 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、115a です。問題ありません。

また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 3 番について説明（西土佐藤ノ川）

続きまして、番号 3。土地の表示は、西土佐藤ノ川 落合 371 番 1、登記地目、現況地目ともに田、面積は 164 m<sup>2</sup>、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。

譲受人の住所は高知市となっていますが、数年前より藤ノ川に週に 5 日程度、父母と居住しており、父名義の農地をともに耕作しているとのことです。

譲受人は、農作業暦 5 年の 60 歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴 40 年の父と母の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、管理機を所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から 5 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、227a です。問題ありません。

また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

#### ◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員さん」お願いします。

#### ◇議席番号 4 番 加用委員（八束地区担当）

4 番、八束の加用です。1 番について 3 月 28 日に現地調査をしました。申請地の状況ですが、以前より譲受人が畑として耕作されており、いろいろな野菜が綺麗に栽培されていました。下限面積もクリアされており、周辺

地域との関係も問題ないですので、よろしく申し上げます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員の小野さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区担当）

特にございません。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐西ケ方地区担当）

2番、桑原です。先日3月29日に譲受人の方とお会いしまして、経緯についてお話ししました。売る方に関しましては、高齢のため住居も移転して娘さんのところに行くということで、畑を荒らしたくないということで今回こういう形で売ることとなりました。これまでも譲受人がお手伝いで耕作することがあったそうです。作物につきましては、家庭用の野菜、それから直販所への野菜の栽培を行うこととなります。特に問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。

◆議長（福留会長）

推進委員の竹村さんから、意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐西ケ方地区担当）

特にございません。

◆議長（福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号7番 遠地委員（西土佐藤ノ川地区担当）

西土佐藤ノ川地区担当の遠地です。事務局の説明どおりですが、譲受人はまだ住所のほうを家庭の事情でしておりますけども、真面目にユズとか、水稻栽培されております。ここは両親にかわってほぼお一人でお世話をしておりますので、まず間違いありません。よろしく申し上げます。

◆議長（福留会長）

推進委員の竹村さんから、意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐藤ノ川地区担当）

特にございません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんまたは推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を言ってから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◎続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

1番について説明（双海）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。

土地の表示は、双海中屋敷607番1、登記地目は宅地、現況地目は畑、面積は288.60㎡で、申請者は議案書のとおりです。

番号1につきましては、3月26日、会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、一般住宅に転用するという申請になります。場所につきましては、双海の港から南西へ500mほどのところにある農地になります。申請地の西側及び北側は市道を挟み農地、東側及び南側も農地ですがそれぞれの所有者からは同意を得ております。

排水に関しましては、合併浄化槽を経て、西側の既設排水路へ①排水する計画となっております。

申請地は、10haの広がりがない、その他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

2番について説明（古津賀二丁目）

続きまして番号2。土地の表示は、古津賀二丁目146番3、登記地目、現況ともに田、面積は264㎡で、申請者は議案書のとおりです。

番号2につきましても同日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、一般住宅に転用するという申請になります。場所につきましては、高知ダイハツ自動車販売から北へ500mほどのところにある農地になります。申請地の北側及び東側は市道、南側は宅地、西側は譲渡人所有の農地となっております。

排水に関しましては、合併浄化槽を経て東側の既設側溝へ排水される計画となっております。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

3番について説明（古津賀二丁目）

続きまして番号3。土地の表示は古津賀二丁目146番4、登記地目、現況ともに田、面積は261㎡で、申請者は議案書のとおりです。

番号3につきましても2番と同様に現地確認を行いました。お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、一般住宅に転用するという申請になります。場所につきましては、2番の農地の西隣の農地になります。申請地の北側は市道、東側及び西側は譲渡人所有の農地、南側は一部農地ですが、所有者からは同意を得ております。

排水に関しましては、合併浄化槽を経て北側の既設側溝へ排水される計画となっております。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

#### 4番について説明（森沢）

続きまして番号4。土地の表示は、森沢コヲヤバタ 2844番、登記地目田、現況畑、面積は39㎡他4筆で、申請者は議案書のとおりです。

番号4につきましても同日、会長と事務局で現地に向かい、東中筋地区担当の清水委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの7ページ、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、一般住宅に転用するという申請になります。場所につきましては、森沢の集会所から南へ400mほどのところにある農地になります。申請地の北側は宅地、東側は譲渡人所有の農地、西側及び南側は農地がありますが所有者からは同意を得ております。

排水に関しましては、合併浄化槽を経て北側の既設側溝へ排水される計画となっております。申請地は、10haの広がりのない、その他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。以上です。

#### ◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

#### ◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

19番、下田地区担当の畠中です。事務局の説明のとおり3月26日に現地確認を行いました。なんら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

#### ◆議長（福留会長）

「2番3番の関係委員さん」お願いします。

#### ◇議席番号3番 井上委員（東山地区担当）

3番の井上です。2番3番についてご説明させていただきます。以前にも同じところ申請がありまして、何の問題もなかったところです。今回の2番3番は隣接した場所で問題ありませんのでよろしくお願いします。

#### ◆議長（福留会長）

「4番の関係委員さん」お願いします。

#### ◇議席番号13番 清水委員（東中筋地区担当）

議席番号13番、東中筋・中筋地区担当の清水です。4番を説明します。3月26日、会長、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明のとおり、一般住宅に転用する申請です。南側は市道と山林、東側・北側は宅地、西側の農地からは同意を得ており他の農地に及ぼす悪影響はありません。以上により問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

#### ◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を言ってから質問をお願いいたします。

#### ◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

#### ◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請につきましても、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

◎続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

1番について説明（佐岡）

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は、佐岡 芝田、537番8、登記地目は田、面積は330㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。

番号1につきましては、3月26日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東山地区担当の尾崎委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。申請地は佐岡で、幡多中央魚市場から東に約150メートルの場所になります。

申請によると、申請地は昭和58年4月20日に宅地となり今日に至っているとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

2番について説明（具同）

続きまして番号2。土地の表示は、具同 青木橋、5624番2、登記地目は田、面積は655㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号2につきましても、3月26日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、具同地区担当の正木委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの11ページ及び12ページをご覧ください。申請地は具同で、四万十自動車学校から南に約300メートルの場所になります。

申請によると、申請地は、昭和60年頃に耕作放棄し、平成10年頃から原野となり今日に至っているとのことです。申請地は、耕作放棄してから10年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山地区の尾崎です。四万十市佐岡芝田537について報告いたします。3月26日、農業関係者並びに申請関係者等で現地確認を行いました。場所については事務局の発表どおりです。申請の土地については40年くらい前に家が建ち、現在に至っているようです。農地としてはこの先復元困難と思いますので、問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

具同地区担当、15番の正木です。事務局の説明のとおりです。非農地として適当と思います。よろしくお願

します。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を言ってから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◎続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申請について、四万十市農用地利用集積計画書（案）を策定しましたので、説明いたします。

議案書は5ページ、一覧表は5-1ページになります。それでは1番を説明いたします。

借受人は西土佐津野川地区において、主に野菜を栽培している認定農業者です。

今回の申請は、更新の申請となります。

申請地については、貸付人は1名、西土佐津野川字大番504番 他2筆で、合計面積は3293㎡です。

場所につきましては、お手元のタブレットの13ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

利用権の種類は貸借権の設定で10a当たり25,000円の現金となっております。

期間は、平成31年4月7日から平成32年2月31日までの約1年間となっております。

続きまして2番

借受人は後川地区において、主に野菜を栽培している認定農業者です。

今回の申請は、更新の申請となります。

申請地については、貸付人は5名、佐田字島崎1570番 他8筆で、合計面積は3375㎡です。

場所につきましては、お手元のタブレットの14ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

利用権の種類は貸借権の設定で10a当たり10,000円の現金となっております。

期間は、公告日から平成41年4月4日までの10年間となっております。

続きまして3番

借受人は具同地区において、主に施設ショウガを栽培している認定農業者です。

今回の申請は、更新の申請となります。

申請地については、貸付人は5名、入田字京塚ノ東3270番他5筆で、合計面積は2801㎡です。

場所につきましては、お手元のタブレットの15ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

利用権の種類は貸借権の設定で支払い額については表のとおりとなっております。

期間は、公告日から平成51年4月4日までの20年間となっております。

以上の3名の借受人は農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たし、農用地全てにおいて農地を有効に活用することが見込まれますので利用集積計画案により利用権設定を行いたいと考えております。

以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号14番 新玉委員（西土佐津野川地区担当）

事務局の説明どおりで借受人は西土佐において米ナス、ナバナなどを作っている農家です。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

田邊推進委員はおられませんか。

休みですか。はいわかりました。

◆議長（福留会長）

つづきまして2番の関係委員さんをお願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

5年前に農地利用集積計画案が出され、そのときはこれを適当と認め答申されていまして。これらからも効率的に作っていくかなどを武井委員と確認して来ました。借受人は認定農業者で借りている農地を適格に耕作しており、また今後も耕作していくことが認められますので問題はありません。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。武井推進委員さんご意見ございますか。

◇武井推進委員（後川地区担当）

3月24日尾崎委員から説明があったように一緒に現地確認をして来ました。借受人とは既に人・農地プランの会合等で5年前から知っている間柄です。1年に1回は水につかるような悪い所でもキチンとつくっている人です。若手のホープと感じている人ですのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

つづきまして3番の関係委員さんをお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

4月2日に借受人と面談しました。借受人はかなり大きく野菜をつくっています。今回のハウスでは既にショウガを栽培しており、利用権の設定を正式にすることです。露地ではラッキョウ、ナバナなど市外でも作っています。忙しい時には人も雇用して農業経営をしており、問題なくこの計画に沿えるものです。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？



◇宮地委員（具同地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

それでは1番の採決をしたいと思います。原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきましてはこれを適当と認め、答申することといたします。

続いて2番・3番の採決をしたいと思います。原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきましてはこれを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。その他でございますが。事務局の方から何かありませんか。

○事務局

・形状変更届の報告

形状変更の届が4件出ておりますので報告いたします。議案書は6ページになります。

変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により

届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。

今回は4件とも隣接地であり、申請事由と工事期間は同じですので、まとめて報告いたします。

番号1、土地の表示は、川登 コバシ3102番、登記地目田、面積は72㎡、番号2から番号4は議案書のとおりです。

申請事由は、水田耕作から柑橘類に作物を変更するためとのことです。

変更期間は、平成31年3月20日～平成32年1月30日です。以上です。

◆議長（福留会長）

その他でございますが。何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

平成31年4月5日

議長

福留宣彦

署名委員

遠地美千代

署名委員

弘田美和